内閣総理大臣の発言に対する政府ホームページの扱いに関する再質問主意書

出者 鈴木貴子

提

内閣 総理大臣の発言に対する政府ホームページの扱いに関する再質問主意書

から判明」との見出し記事 本年二月十三日の東京新聞三面に、 (以下、 「東京記事」とする。)が掲載されている。 「首相発言を削除 日米密約 『自民、 過去の対応反省 右と「前回答弁書」 公開 議事録 (内 閣

衆質一八六第三九号)を踏まえ、再質問する。

ろ、 官、 ない」、 に書かれているような発言をしているのか否かという点である。 されなければならなかった」との発言をしたとのことである。 か否かではなく、本年一月十七日に開催された ような記述があるとの答弁がなされている。当方の質問の真意は、 「情報保全諮問会議」において、 「東京記事」によると、安倍晋三内閣総理大臣は、本年一月十七日の特定秘密保護法に関する有識者会 「前回答弁書」では「お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではない」としつつ、 (二〇〇六年に) 首相となるのだが、 「ずっと何年も何年もそのままだったことはおかしい」、 いわゆる日米の密約問題に関し、「自分は(二〇〇五年に) (密約) 文書を一回も見せられたことはない。 「情報保全諮問会議」において、 右は事実かと前回質問主意書で問うたとこ 本年一月十七日に開催された「情報保全 「東京記事」にそのような記述がある 「何回かこれをどうするべきかと議論 安倍総理が 「東京記事」の中にその 説明もされてい 「東京記事」 官房長

れなければならなかった」との発言をした事実はあるのか、再度確認を求める。 い」、「ずっと何年も何年もそのままだったことはおかしい」、 諮問会議」 (二〇〇六年に) において、安倍総理がいわゆる日米の密約問題に関し、 首相となるのだが、 (密約) 文書を一回も見せられたことはない。 「何回かこれをどうするべきかと議論さ 「自分は(二〇〇五年に) 説明もされていな 官房長官、

議 度確認を求める。 との答弁がなされている。 において公表している平成二十六年一月十七日に開催された第一回情報保全諮問会議の議事要旨は めたところ、 の開催年月日及び場所、 「東京記事」によると、一で挙げた安倍総理の発言が、政府がすでに掲載しているホームページ(以 「HP」とする。)においては削除されているとのことである。右につき前回質問主意書で確認を求 「前回答弁書」では「お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、 出席者の氏名等のほか、 「HP」において、一で挙げた安倍総理の発言は掲載されているのか否か、 簡潔かつ的確に議論の要旨等を記したものである。 内閣官房のホームページ 同会 再

 \equiv Р 安倍総理が、本年一月十七日の「情報保全諮問会議」において、一で挙げた発言をしていながら、 においてそれが掲載されていないのなら、右を決定した者の官職氏名を明らかにされたい。 \overline{H}

右質問する。

兀

三の者は、なぜそのようなことを行ったのか、その理由を説明されたい。